

介護労働懇談会設置要綱

1 目的

安心して働くことができる介護事業所の職場づくりを支援することにより、介護分野の人材確保及び定着を図るために、地域において、介護労働関係機関等から構成されるネットワークとして、「介護労働懇談会」を設置し、相互の施策、事業に対する理解の促進、情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討等、介護の在り方を検討する話し合いの場とする。

2 構成

本懇談会の構成員は、原則として、次の機関の担当者等とする。

なお、地域の実情に応じた構成員として差し支えないものとする。

(1) 行政機関等

都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県(福祉関係部局、能力開発関係部局)
介護労働安定センター支部(所)

(2) 介護関係団体

都道府県社会福祉協議会(福祉人材センターを含む)、都道府県単位で構成する介護
団体の支部

(3) その他関係機関等

介護分野の教育訓練施設等(養成施設等)、介護労働に係る専門家、介護事業主、労働組合、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センター、介護労働安定センター各支部(所)の実情に応じて参画を必要とするもの

3 事業内容

本懇談会においては、上記1の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 懇談会の運営
- (2) 合同面接会や「介護の日」などにおける協力等
- (3) その他

4 開催

本懇談会は必要に応じて随時開催する。

5 関係する協議会等との連携

本懇談会の構成員が類似の趣旨を有する協議会等を設置している場合であって、本懇談会の目的の達成に支障がないと判断した場合は、必要に応じて本懇談会との合同開催とすることができる。

6 守秘義務等

本懇談会の構成員は、個人情報保護に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、その立場上知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。

7 庶務

本懇談会の庶務は、労働局その他構成員の協力をもって介護労働安定センター支部（所）が行う。

8 附則

この要綱は、平成25年5月14日から実施することとする。

※(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センターは平成27年4月より「職業能力開発促進センター」へ業務を移行しています。